

はじめに

平成 20 年 6 月 18 日に学校施設の耐震化に対する国の支援措置を大幅に拡充することとした「地震防災特別措置法の一部を改正する法律」により、2 次診断の結果 I s 値 0.3 未満の建物について早急に耐震化を図ることや木造校舎の耐震診断を実施すること、またそれらの結果を公表することが義務付けられました。

八幡浜市教育委員会では、所管する幼稚園、小中学校施設(昭和 57 年以降に建設された新建築基準法適用の建物を除く)の非木造の耐震診断(1 次、2 次診断)が平成 21 年度に完了し、その結果に基づき順次耐震補強工事を進め、平成 30 年度に白浜小学校東校舎の耐震化が完了したため、I s 値 0.3 未満の建物については耐震化が完了しました。

平成 31 年度以降については、非木造で I s 値 0.6 未満の建物や、耐震診断が未実施である木造の建物についても「八幡浜市学校再編整備計画」等を勘案しながら、耐震化に向け適確に対応してまいります。

学校施設は次世代を担う児童生徒の学びの場であると同時に、地震等の災害時には地域の防災拠点や避難所としての役割を果たしており、その安全性の確保は極めて重要です。今後とも市民の皆様と情報を共有しながら、学校施設の耐震化を進めてまいります。

今回令和 4 年 4 月 1 日現在の状況を取りまとめましたので公表します。